

マラヤにおけるイスラム教育制度

藤 本 勝 次

Islamic Education in Malaya

by

Katsuji FUJIMOTO

1 は じ め に

本稿は1965年度の現地調査研究のひとつで、本文中（ ）内のローマ字綴の語は原則としてマレー語を示し、そのマレー語に対応するアラビア語には Ar. の記号をつけることにした。なお単独にアラビア語を用いる場合にも、念のためこの記号をつけた。

さて、現在マレーシア連邦政府の重要な国内行政のひとつとして、教育の普及・振興を大いにとりあげているのは、新興国家として当然のことである。とくに連邦政府直轄の国民小学校 National Primary School (Sekolah Rendah Kebangsaan) と国民中学校 National Secondary School (Sekolah Menengah Kebangsaan) の増設・整備、また国民型小学校 National Type Primary School (Sekolah Rendah Jenis Kebangsaan) と国民型中学校 National Type Secondary School (Sekolah Menengah Jenis Kebangsaan) に対する政府援助の強化など、一般国民の初等・中等教育に力を入れ、国民小学校における教育費の無償、義務教育の完全実施が目標とされている。従来、マラヤにおいて経済力をもつ中国系住民は、各地に私立の中国人学校を経営し、みずから子弟に教育を施してかなりの成果をあげていたが、一方マレー系住民は教育を受ける機会にめぐまれず、中国系住民とマレー系住民との間には、教育程度に相当の差ができていた。もちろん、現在マレーシア連邦政府の教育行政方針は、マレー人、中国人、インド人といった種族の別なく、ともにマレーシア国民として平等に教育を受ける権利を認め、国民全体の教育水準をひき上げようとするものであるが、とりわけ、マレー系住民の教育程度を向上させることがまず第一義と考えられている。そこで、マレー系住民の一般教育と関連して、彼らの宗教であると同時に、マレーシア連邦の国教でもあるイスラム教の宗教教育について、若干の問題をとりあげて考察してみたいと思う。

マレーシア憲法の Federal List の12 (1, 2) 項には、

Education is the responsibility of the Federal Government and Parliament is the legislative authority. Apart from the levying of local education rates (in which the state governments act as agents) the cost of education is met from federal funds. The right to education is one of the fundamental liberties, as is the right of religious groups to maintain their sectarian schools. All pupils receive equal treatment, and no discrimination may be made as between the various schools in the aid they receive from the Government. It is however permissible to give extra help to Muslim institutions; likewise, the Yang di-Pertuan Agong (after consulting the Conference of Rulers) may establish a quota of scholarships to be filled by Malays.

とあり、人種や宗教の別なく、教育を平等に国民に施し、各種学校に援助を与えることが連邦政府の責任であると規定しながら、ムスリム（イスラム教徒）に対しては、彼らの教育やその他の教育施設に特別な援助を与えてもよいことが認められている。現在、国民学校（Sekolah Kebangsaan）のなかでマレー人の子弟の就学している学校ではすべて、イスラム教育が正規の授業に取り入れられ、また各州にある多くの私立のアラビア語・イスラム宗教学校（Sekolah Arab, Sekolah Ugama Islam）にも、各州政府はもとより、連邦政府からもかなりの援助が与えられている。

本稿では、まずマラヤにおけるイスラム教育の歴史的背景について述べ、次に主として Kedah 州のイスラム教育制度を検討して、その問題点を明らかにしようと思う。

2 マラヤのイスラム教育の歴史

マラヤにおけるイスラム教育を歴史的に調べようとして、まず最初にわれわれが困惑するのは、なんといっても文献史料のないことである。もと Selangor 州 Klang の Muslim College の校長であった Dr. M. A. Rauf の「イスラム教育」が唯一の総括的な論文¹⁾であるが、これとても、歴史的な史料を明示したものではなく、アラビア、エジプトなど西アジアの歴史的イスラム学校の制度から類推するにとどまる記述が多い。しかしながら、一応この論文を手掛りにして、マラヤのイスラム教育の歴史をたどるのが最も便利と思う。

A マスジドとスラウ

マレー半島にイスラムが伝来した年代については、西暦15世紀初葉における Malacca 国王のイスラムへの改宗以後、急速に半島内がイスラム化されたと一般にいられているが、半島東岸部の Trengganu から発見されたマレー語のアラビア文字（jawi）碑文が Hejira 702 年

1) M. A. Rauf, "Islamic Education," *INTISARI*, Vol. II, No. 1 (Singapore : Malaysian Sociological Research Institute), pp. 14~31.

Rajab の月（西暦1303年）の日付をもっているところから、すくなくとも西暦14世紀初葉のマレー半島東岸にイスラムの強い影響があったことは事実のようである。²⁾

イスラムのマラヤ伝来の年代を決定する問題はしばらくおくとして、マレー人の間にイスラムを布教した最初の人びとは、おそらくインドやアラビアから来住したイスラム商人であったにちがいない。とりわけ、インド南東部 Bengal のムスリムの影響が大きく、彼らのスーフィー（sufi: Ar. *ṣūfī*）の熱狂的信仰と礼拝とがマレー人の改宗を急速に促進したといわれている。³⁾ 彼らのあるものはマレー系貴族の王宮に、またあるものは奥地の農村（kampong）にまで入りこみ、やがて各地に建立されたイスラム寺院マスジド（masjid: Ar. masjid）は、西アジア・ムスリム諸国においてもそうであったように、イスラム教育の中心となったはずである。また、農村においては、スーフィーが建てた庵（Ar. *ribāṭ*, *zāwiya*）がスラウ（surau）と呼ばれ、農民の日常の小礼拝所となり、これがまたイスラム教育の場を提供した。スラウという名称は、農村各地に散在していた一種のヒンズー寺院を指すサンスクリット語から派生したものであるらしい。⁴⁾ マラヤのムスリム社会では、後世マスジドは金曜日の大集会礼拝や祭日の会合の場所にのみ使用され、現在マスジド単位に構成された宗教行政区（*kariah masjid*: Ar. *qarya masjid*）の中心になってきているので、一般マレー人ムスリム、とくに農村の住民の日常宗教生活にとっては、このスラウが重要な役割を果たすことになるわけである。

スラウの近くに宗教教師（guru, shaikh: Ar. *shaykh*）が住んでいて、常にスラウを管理し、農村の住民に日々の礼拝を指導し、宗教教育を施し、また説教もする。宗教教師のいない農村では、毎週きまった時間に近くの農村から宗教教師を招いて指導を受ける。また農村の子供たちは、宗教教師の家に通って個人指導を受け、あるいは彼らの両親が宗教教師を自宅に招いて子供に教育してもらう。もしも有名な宗教教師であれば、彼がいかに遠く離れた場所にいても、農村の人びとは彼のもとに教えを乞いに出むき、また彼を招いたであろう。

このような宗教教師は、初期においてはマラヤに來住したアラブか、あるいはインドのムスリムであったはずである。しかし、イスラムがマレー人の間に滲透するにつれ、マレー人のなかでメッカに巡礼し、長らくその地に滞在して帰国する者があらわれてくると、彼らはハジ（*haji*: Ar. *ḥājj*）として農村ではとくに尊敬され、イマム（*imam*: Ar. *imām*）とか宗教教師となってマレー人ムスリムの教育にたずさわるようになった。しかし、彼らの行なったイスラム教育は、伝統的な高度のイスラムの学問を教育するのではなく、主としてアラビア文字の読み書きを教え、コーランの一部分を暗誦させるだけである。彼ら宗教教師は、たんにハジで

2) S. Q. Fatimi, *Islam Comes to Malaysia* (Singapore: 1963), pp. 60~64.

3) *Ibid.*, pp. 8~36.

4) *Ibid.*, pp. 71~100.

5) M. A. Rauf, *A Brief History of Islam with Special Reference to Malaya* (Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1964), p. 83.

あるということだけで農村の人びとの盲目的な尊信をあつめていたにすぎないから、それも当然のことである。このような教育は、なんら体系的な学問を教えるのではなく、まさにコーラン学級 Quranic Classes と呼ばれるにふさわしい、いわば寺小屋式の読み書き教室ともいうべきものであった。アラビア文字の読み書きのほかに教えられるものがあるとしても、マラヤではいわゆる「イスラムの柱」(arkan: Ar. arkān al-Islām) と呼ばれる礼拝 (sembahayang: Ar. ṣalāt), 救貧税 (zakat: Ar. zakāt), 断食 (puasa: Ar. ṣaum), 巡礼 (haj: Ar. ḥajj) の形式・方法などの勤行面だけであって、イスラムの学問というにはおよそほど遠いものであった。

このような型のイスラム教育は、文献的証拠がないのでたんなる推量にしかすぎないけれども、おそらくイスラムのマラヤ伝来当初から続いて行なわれていたはずで、マラヤの農村では、今だにこの種のイスラム教育が続けられているのも事実である。現在ではかなり少なくなっているが、それでも子供が12才位になると、コーラン読み教育の終了儀式 (khatam kuran: Ar. khatma) があたかも成人式のように盛大に行なわれるのである。⁶⁾

B マ ド ラ サ

マラヤのイスラム王国 Malacca は1511年にポルトガルによって占領され、続いて1641年にオランダがポルトガルに代って Malacca を支配下におき、それ以後マラヤの大部分はオランダの統治を受けることになる。その間、マラヤ・ムスリムの教育制度がどのように変化してゆくかは不明であるけれども、おそらくキリスト教徒の支配下に、前記のコーラン学級式の無秩序な教育が続けられていたにちがいない。

1786年にイギリスが Kedah のスルタンから Penang を譲渡されてから、次第にイギリスのマラヤ進出が活発となり、1819年の Sir Stamford Raffles による Singapore の発見に続いて、1824年の Singapore に対する完全主権と永久所有権との獲得、1825年には Malacca をオランダから最終的に譲渡され、ついに1826年に Penang, Malacca, Singapore はイギリスの Colony of the Strait Settlements となった。そこでイギリスは、これら植民地における教育のため、東インド会社から資金の援助を得て、1816年には Penang に、また1826年には Malacca に、1837年には Singapore に、それぞれ Free School と呼ばれる学校を設けた。またキリスト教会の教育活動も活発となり、1850年には Penang に St. Xavier's や Convent School, Singapore に St. Joseph's などの Mission School が設立された。その後、19世紀の後半から20世紀にかけて、Penang をはじめ Kuala Lumpur にも多くの同系の学校が建てられるようになった。⁷⁾ しかし、これらの学校はあくまでもヨーロッパ式の学校であって、一般のマレー人子弟がここで教育を受けることは困難であり、イスラム教育という観点からすれ

6) M. A. Rauf, *op cit.* p. 17, 21.

7) J. Kennedy, *A History of Malaya*, (Kuala Lumpur : 1965), pp. 230~235

ば、この種の教育は完全に無視されていたはずである。

19世紀後半におけるマレー人の教育状態については、1871年に提出されている A. M. Skinner の教育意見書によってその概要を知ることができる。彼は当時の Province Wellesley の Acting Magistrate で、のちに最初の視学官になった人である。⁸⁾

.....Nor is there any teaching among the natives that deserves the name of Education.... The Malay boys learn what is called Mangajel Quran! Most of the boys follow the Arabic by memory rather than by the letters before them.... I would aim at opening village schools of an entirely vernacular character in as many places as possible. Fortunately the foundations of such schools are already prepared, for the boys who are now assembled in most of the villages to read the Quran will be the pupils, the Haji or Khatib who teaches them will be the master and the mosque or other reading place outside will serve for the school room.

この意見書によってもわかるように、A. M. Skinner の意図は、ただコーランをアラビア語で読まされ、暗誦させられる教育しか受けることのできない一般のマレー人子弟に対して、マレー人のためのマレー語学校を設け、同時に近代教育を授けようとするところにある。そこでマレー学校設立の具体的方策として、さしあたって従来のコーラン学級として使われているマスジドやスラウなどを校舎に活用し、コーラン読みの先生であるハジなどを再教育してその学校の先生に任用し、そのあとで校舎や教師の不足を徐々に補なってゆけば、マレー人の教育を改善する可能性が大いにあるわけである。

このようなマレー人に対する教育の普及・改善のために設立されたのが公立マレー学校 (Sekolah Umum) で、これは政府の援助のもとにマレー人に近代的教育を施す目的のものである。しかし、この学校はあくまでもマレー語によって一般教育を行ない、従来のコーラン教育から完全に分離したものであって、この学校の施設を利用してコーランを教えることは許されてはいるが、それもただ午後のみに限られていて、午前中のマレー語や一般教育担当の先生に対する給料は政府から支給されるけれども、午後のコーラン教師に対しては、コーラン教育を受ける子弟の両親が授業料を支払わねばならなかった。これが Afternoon Classes (Kelas Petang) と呼ばれるものである。⁹⁾ ようするに、19世紀の後半には、これまで等閑視されていたマレー人に対する一般教育の制度が飛躍的に改善されたとはいえ、イギリスの支配下にある政府の教育方針として、イスラム宗教教育は完全に無視されていたといえる。

以上のような19世紀後半におけるイスラム教育軽視の風潮に対抗して、アラビア語・イスラム教育を強力に推進しようとする学校があらわれてきた。いわゆるマドラサ (madrasah: Ar.

8) M. A. Rauf, *op cit.*, p. 20.

9) *Ibid.*, p. 20.

madrasa) と呼ばれる型の宗教学校である。まず Penang や Singapore に在住するアラブ系の豪商から資金を得て建てられ、教師もすべてアラブによる学校で、その最初のものが1915年に Penang に設立された Madrasah al-Mashhūr である。この学校は現在でも存続し、サウディ・アラビアからの資金で経営され、多くの留学生をメッカに送り出している。その後、Johore Bahru の al-Atṭās, Singapore の al-Saqqāf や al-Junied など同系のアラビア語・イスラム学校が建てられ、Kota Bahru の Madrasah al-Naim や Klang の Madrasah al-Arabia のように、男子も女子も入学を認める学校もあらわれてきた。また、アラブの資金と教師のみによって運営される学校のほかに、マレー人のなかでメッカやカイロで勉学して帰国した教師によって、州の宗教局 (Jabatan Ugama Islam) の援助のもとに運営される学校も各地に設立されてきた。¹⁰⁾

このマドラサ型のアラビア語・イスラム宗教学校がすくなくとも学校という体裁を備えている点では、前記のスラウや宗教教師の自宅で行なわれる寺小屋式教育に比較して一段と進歩したものといわねばならない。マドラサの起源はかなり古く、西暦11世紀に Seljuk 朝スルタン Malik Shāh (在位1072～92) の宰相 Nizām al-Mulk がバグダードに建てた学校に発して、多くの教室や学生の宿舎、食堂を備え、学生の病院まで附属したもので、この点、マドラサは現在の近代的学校の原型と考えてもよい。この新らしい型の学校は、セルジュク朝治下の西アジア・ムスリム世界において急速に広がり、イスラム文化の教育に貢献するところ甚大であった。¹¹⁾ もちろん、マラヤのマドラサが11世紀のセルジュク時代のマドラサと同一の規模のものであるとはいえないけれど、マドラサという呼び名だけにせよ、イスラム教育の伝統をマラヤに再現しようとした努力は認めねばならない。しかし、マラヤにおけるマドラサは、最初は主としてアラブからの資金で経営され、アラビア語のみによる教育に徹底していた点に若干の問題を残しているのである。

C ポ ン ド

ポンド (pondok) と呼ばれる型の アラビア語・イスラム宗教学校は、主として北部マラヤに多く見られる特殊なもので、Johore 州とか、かつてイギリスの Strait Settlements であった Penang, Malacca, Singapore の諸州には見られないといわれている。ポンドはアラビア語の funduq 「宿屋・隊商宿」が転訛したマレー語で、普通「小屋」の意味に使われている。

この型の学校は、マドラサのようにアラブからの資金によって建てられた、いわゆる校舎を備えるといったものではなく、宗教教師の家の周囲に、生徒一人が寝起きできるだけの小さなマレー式家屋と同型の小屋をもち、なかには数百もの小屋にとりかこまれたものもある。自分の家から学校なり先生の家に通うのではなく、生徒はいわば学校の寄宿舎に住み、しかも自分

10) *Ibid.*, p. 23.

11) 黒柳恒男「中世イスラームにおける教育・学術機関」『東京外国語大学論集』(10) 1963, pp.125～150.



写真 1 ポンド

の部屋ではなくて、1軒の小屋に住んでいるといった形になる。そこで、外見上は小さな小屋の集団をなしているから、「小屋」(pondok)の名を取って、その学校もポンドと呼ばれるのである。このようなポンドは、北部マラヤでも町の中心というよりも、町からはずれた農村に発達している。普通マラヤの米作地帯では、農村は川とか灌漑用水路の両側に沿って、1軒ずつおおむね1列に細長

く広がっているが、そのなかに小屋がぎっしりかたまつたポンドをしばしば見かけ、一見してすぐにポンドとわかるほど特異な形をしている。大きなポンドになれば、整然と並んだ小屋の群がる様子はまさに壮観である。

ポンドの起源については確かな年代を知ることはできないが、Kelantan 州の Kota Bahru にある Pondok Tok Kenali が現存するポンドのなかで最も古いものといわれ、その創設者は現在の南部タイ領にある Patani で教育を受けたとされている。¹²⁾そして、かなり古くから北部マラヤ一帯にこの型の学校が広がっていたらしい。ポンドの分布範囲から想像して、それが現在のタイの僧院に見られるように、修行僧が一人ずつ小さな小屋に入って生活し、修行しているような形のものにその原形があるのかどうかは、軽々しく結論することはできないが、すくなくとも、すぐれた宗教教師の高名を伝え聞いて、その師の教えを受けるために各地から生徒が集まり、彼らが逐次自分の小屋を建てて住みついたことには間違いない。そのような高名の宗教教師は、巡礼の義務を果たして長年の間メッカで勉強してきたハジであるが、農村の人びとから狂信的に尊敬され、農村のあいだで絶大な勢力をもち、寄進された広大な土地 (tanah wakaf) を所有している。生徒は講義のない時期を利用して故郷に帰り、食料を運んで来て自活する。またポンドの稲田を耕やし、あるいは農村の人びとの手伝いをしてなにがしかの奉酬を受ける。筆者が訪れた Kedah 州の1ポンドでは、生徒がゴム園に働きに行っているということを聞いた。つまり、各地から集った生徒は、尊信する師と寝食を共にし、共に働き、講義には師を中心に床の上に坐し、コーランのほかに礼拝やスーフィーの儀式を習うのである。生徒のなかには10年以上もポンドに留まる者もあり、筆者はあるポンドですでに15年も留まっている人と話したことがある。その人は Selangor 州から Kedah 州のポンドに来ていて、ポン

12) M. A. Rauf, *op cit.*, p. 22.

ドで知り合った女性と結婚し、子供までもうけ、家族ともども小さな小屋に住んでいた。しかし、ポンドの宗教教育では、その教師の知識や人格が生徒との教育的結び付きの重要な要素になっているので、その教師が死んで、その子供なり弟子のなかにすぐれた教師がいなければ、たちまち生徒は離散し、一挙にそのポンドが消滅してしまう場合もある。京大のマラヤ農村研究班が調査していた Kedah 州 Alor Jangus 村の近くに古いポンドの跡があり、朽ちかけた小屋に 4, 5 人の老人が住み、彼らは村で葬式などがあればコーラン読みに雇われ、なにがしかの報酬をもらって生活しているという話を聞いた。

マラヤにおけるポンドの調査は非常に興味ある問題で、今後なにかの機会があれば、いろいろな角度からも深く掘り下げて研究してみたいと考えている。¹³⁾

D 民間宗教学校の実態

19世紀初葉におけるイギリスの植民地教育政策に刺激されて、20世紀に入ると、マラヤ・ムスリムのイスラム教育も前記のような違った形ではあるが、漸次普及してきた。しかし、これらの学校の特色は、ただアラビア語によってイスラムを教えることが主要な教育目標になっていることで、統一的なカリキュラムが設けられているわけでもなく、なかにはコーランの暗誦のみに終止する学校もあり、生徒はいたずらに長年の時を浪費するにとどまっていた。教師についていっても、とくに農村では、その先生がたんにメッカの巡礼から帰国したハジであるというだけで人びとに尊信され、真の教育者としての資格がある人はかならずしも多いとはいえなかった。

第二次世界大戦の終結とともに、マラヤではイギリスからの独立の気運がとみに活発となり、着々とその準備が行なわれていた。イスラム教育についていっても、イスラムを国教とする立場から、その重要性が再認識され、高度のイスラム教育を施す目的から、Selangor 州の Klang に1955年 Muslim College の設立をみている。続いて1956年に、従来の民間のアラビア語・イスラム宗教学校を整備するために調査委員会が設けられ、その報告書が提出された。それが「民間イスラム宗教学校に対する政府補助金評価委員会・報告書、1956年」(Penyata Jawatan-kuasa menimbang bantuan kerajaan kapada Sekolah Sekolah Ugama Islam yang bukan Kerajaan Tahun 1956) で、1956年の8月から10月にかけて各州の民間イスラム宗教学校の実態を調査したものである。この報告書には、24項目の委員会による調査所見と、19項目からなる調査結果にもとづく政府への提案とが含まれているが、この報告書は、当時の民間イスラム宗教学校の実態を知る上にも、また現在のマラヤにおけるイスラム教育に対する政府の方針を検討するのに、貴重な多くの資料を提供してくれるので、とくに重要な箇所を訳出しておく。

13) Shirle Gordon, "Pondok & Our Peasantry," *INTISARI*, Vol II, No. 1, pp. 32~33.

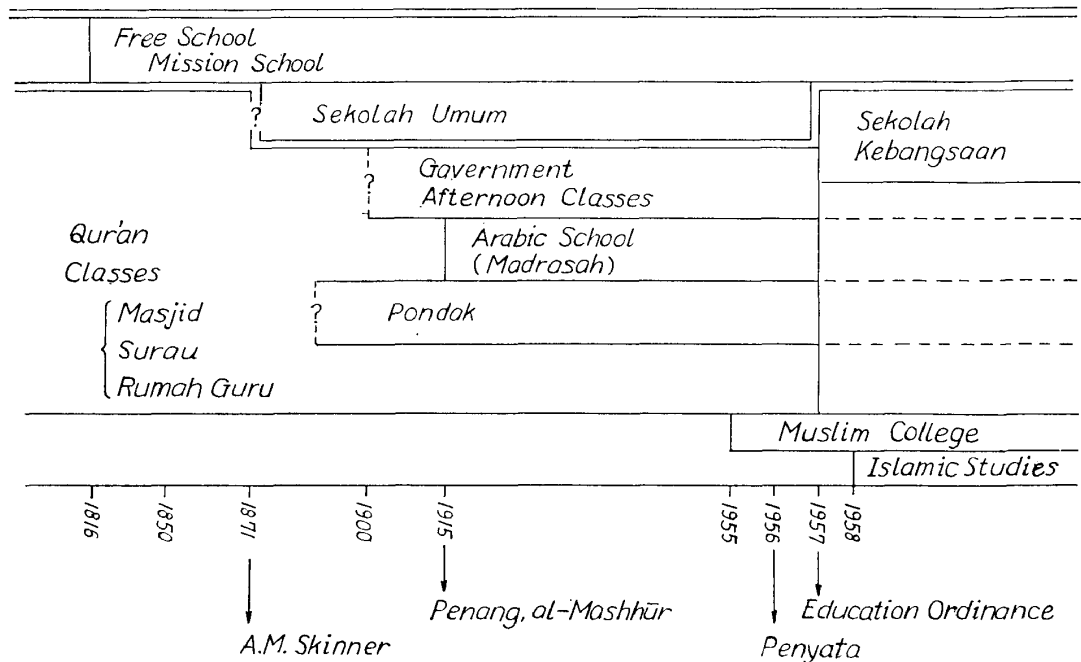


図1 マラヤのイスラム教育史図解

まずこの報告書には次のような調査所見が述べられている。¹⁴⁾(訳文の冒頭にある番号は、それぞれこの報告書の項目番号を示している。)

(14) われわれが調査した結果は非常にかなしむべきものである。一般に官立学校 (Sekolah Kerajaan) でないイスラム宗教学校 (Sekolah Ugama Islam) は、実にはかなしむべき状態のまま放置されているのが実状である。ザカート (zakat) やフィトラ (fitrah)¹⁵⁾からの基金を設けている州においては、その基金から若干の補助金 (bantuan) を受けている学校もあるが、その補助金も州のザカートやフィトラの収入額によって各州まちまちである。

(15) 大部分の学校の建物 (bangunan) の状態は不完全である。良い校舎をもつ学校はごく少ない。またわれわれが視察した学校の大半は、学年 (darjah: Ar. daraja) の区別も設けず、それが教育を秩序づけるのに妨げとなっている。学校の多くが地面に床を置いているだけの粗末さである。

(16) 大部分の学校は完全な運営組織をもっていない。われわれが視察した学校の半分は個人の財産の形になっていて、学校を運営する委員会 (badan) すら設けられていない。たまたま委員会があっても、その学校を所有する校長 (tuan) 自身によって任命されたメンバーで構成され、学校運営委員 (Jawatan-kuasa Pengelola Sekolah) も単なる名前だけのもの

14) *Penyata*, pp. 3~5.

15) Zakat は宗教的義務の一つとしてムスリムに課せられる税で、イスラム法では農作物をはじめ家畜や金銀までもこまかい税率が決められている。マラヤでは一般に収穫した粳米 (padi) の1/10が徴収されることになっている。マラヤのザカート制については別稿で報告する予定。

ので、その運営は全く学校の所有者たる校長と若干の先生 (guru) とにゆだねられているにすぎない状態である。

(17) 財政的 (kewangan) 運営組織をもち、財政組織が整備されている学校はごくまれである。われわれは民間宗教学校の財政状態が非常に悪いことに気付いた。

(18) われわれが視察した学校のなかには、ワカフ (wakaf: Ar. waqf)¹⁶⁾ の財産、たとえばゴム園 (kebun getah)、稲田 (sawah padi)、貸家 (rumah sewa) などから収入を得ている学校もあるが、その収入といっても少額で十分とはいえない。しかし、大部分の学校は寄附 (derma) に頼る以外に収入はなく、その額もはっきりした数はわからない。半分ほどの学校は、宗教局 (Pejabat) や宗教議会 (Majlis Ugama) から現金の補助を受けたり、宗教教師を派遣してもらったりしていたが、その補助も学校の財政状態を良くするには不十分である。

学校の確かな財源といえば、生徒 (murid: Ar. murid) からの授業料 (bayaran) だけで、その授業料も1カ月に 1M\$ から 3M\$¹⁷⁾ という違いがある。授業料を同額に決められないのは、生徒の多くが貧困であるためか、または生徒がその学校に対してそれだけの評価しかしていないためである。

(19) どこからも補助金を受けていない学校では、教育している先生の給料 (gaji) や手当 (pemberian) はきわめて不十分である。高給の先生で1カ月に 100M\$ にすぎない。それもこれだけの給料を取っている先生はごくわずかで、給料の低い先生になると1カ月に 5M\$ しかもらえず、ほとんどの先生の給料は1カ月 20M\$ から 50M\$ の間である。

(20) これらの学校は、イスラムとアラビア語との知識を教えることのみを教育の目的としている。進歩的で資力のある生徒なら国外で教育を受ける機会もあるが、そんな恵まれた生徒は少ない。そうでない生徒は学業を続けることを断念するか、または民間の宗教学校で勉強し、宗教局の試験 (pepereksaan) に合格すれば、宗教学校の先生の職につき、あるいは宗教局の役人 (pegawai) になることができるけれども、それも幸運に恵まれた地方でのことである。

(21) 一般にいて、民間の宗教学校を卒業した生徒は、自分が習得した「能力」に適合した「働き」場所をもっていない。彼らは手仕事をしたり、田畑を耕すといった農村の生活に適していない。それは彼らの頭や考え方がアカデミック風に訓練されすぎているので、それぞれの場所での生活様式に適合できる状態になっていないからである。このような状態は、わが国の社会にとって有益ではない。

16) Wakaf とはイスラム寺院や学校などにムスリムから寄進された財産のこと。マラヤのワカフ制については今後研究したいと考えている。

17) 現在 1M\$ は邦貨で約120円に相当する。

(22) これらの学校には午前の授業を行なっているものと、午後の授業だけの学校とがあり、午前も午後も授業している学校は驚くほど少ない。

(23) 午前の学校 (Sekolah Pagi) に入学している生徒は、a) 官立学校で教育を受けることのできない生徒で、彼らはマレー学校 (Sekolah Melayu) が存在しない地区に住む生徒か、またはマレー学校から遠く離れた場所、そこに通学するのに交通の不便な場所に住んでいる生徒、b) 官立学校においてある課程を修了した生徒、c) 官立学校から転校してきた生徒で、彼らのなかにはなにか良くない原因で官立学校における教育を続けることができなかった者もふくまれているが、これらのいずれかである。

(24) 午後の学校 (Sekolah Petang) に入学している生徒は、a) マレー学校や英語学校のような宗教教育のない学校、あるいは宗教教育の不十分な官立学校で勉強中の者、b) 官立学校を修了した生徒か、そのある課程を終えた生徒で、将来宗教教育にたずさわって生活しようという希望から引き続き宗教学校で勉強している者、これらのいずれかである。

(25) われわれの注意をとくに引いたことは、これらの学校に寄宿舍 (hostel) や小屋 (pondok) の設備がどうしてもいるほど遠く離れた地方から来ている生徒のいることである。

(26) これらの学校には、男生徒のみの学校と、女生徒のみの学校と、男女ともに入学させる学校とがある。

(27) これらの学校における教育は、必然的な法則や方法によって行なわれていない。それはこれらの学校で教育している先生が正規の教育訓練を受けたこともない人であり、教育するのに十分な知識をもたない人であることによる。このことがまた、これらの学校に在籍している生徒の能力に大きな差異ができてきている原因でもある。

(28) われわれが非常に困惑させられたことは、これらの学校に同一の教授要目 (sukatan pelajaran) がないことで、ある生徒が他の学校に移っても、今まで在籍していた学年と同じ学年に入学できるといった、教育の連続性が存在しないという結果になっている。

(29) 学校のなかには宗教局や宗教議会で作製した教授要目を使用している所もあるが、ある学校では自分勝手に作製した教授要目に従い、ある学校では教授要目すら作製していないこともある。

(30) 宗教書 (kitab: Ar. kitāb) のほかに、読本 (buku bacaan) や教科書 (buku pelajaran) も使われているが、これらはすべて外国から取り入れたもので、マラヤ国土の形も魂も入っていないものである。

(31) 授業時間割 (jadual waktu belajar) も一定の形をなしていない。1日3時間授業の学校もあれば、4時間の学校もあり、それ以上のものもある。

(32) これら民間宗教学校で教育している課目はイスラムの宗教だけで、英語やその他の知識、たとえば数学 (ilmu hisab: Ar. 'ilm al-ḥisāb), 地理 (ilmu alam: Ar. 'ilm al-

‘alam), 歴史 (tawarikh: Ar. tawārikh) といった課目を教えている学校はほとんどない。そして教育課目 (mata pelajaran) にマレー語がある学校はさらに少ない。

(33) これらの学校の大部分はアラブの書物をマレー語やアラビア語を使って教えている。ある学校ではアラビア語だけを使い、マレー語だけを使う学校もあるが、アラビア語はほとんどの学校で教育課目として置かれている。

(34) 教育の程度 (taraf: Ar. taraf) はたかが初等学校 (Sekolah Permulaan) のたぐいで、中等学校 (Sekolah Menengah) としての学級を設けている学校もあるが、教育内容となるとその程度には及びもつかない。

(35) とくに注意を引くことは、これらの学校のすべてが生徒に対して就学年令制限基準 (sukatan ‘umor) を適用していないことである。そこで、いくら試験を受けても合格しない生徒がいたとしても、その生徒を退学させることができない有様である。

(36) これらの学校の多くは、ワカフでもなく、また学校の名義にもなっていないような私有地に建てられていて、その土地は先生の名義か、校長の名義か、あるいは学校を創設した委員会のなかの個人名義になっている。

(37) 民間宗教学校の大部分には、学校財産の委託管理委員会 (badan pemegang amanah) が設けられていない。

以上訳出したような民間イスラム宗教学校調査委員会の調査所見を逐一あらためて説明する心要はないと思う。この調査所見によって、すくなくとも委員会の視察当時における民間イスラム宗教学校の実態が明らかになる。これらの学校はすべて教育の場としてふさわしい状態ではなく、先生個人の勝手な教育方針によって運営され、しかもいたずらに生徒を長期間在学させるだけで、十分な知識も与えていないのである。とくに注意すべきことは、アラビア語によるイスラム教育、それもコーランの暗誦に終始しているにすぎない教育であって、それ以外の一般教育課目を全く無視したような狭い教育を受けた生徒が、はたして独立するマラヤの国民として有益な役割を果たすことができるのかどうか、民間イスラム宗教学校調査委員会がこのことに対して非常に疑問をもっていることである。

E イスラム教育の組織化

前述の民間イスラム宗教学校調査委員会の所見によって明らかなように、1956年の調査当時において、マラヤのイスラム教育がかなり普及していたことは、その報告書に表示されている民間宗教学校数から見ても推測できるが (表1参照)、これらの学校の教育は全く無統制のままに放置されていたようである。ところが、1957年、この国がマラヤ連邦 Federation of Malaya としてイギリスから独立すると、ただちに Education Ordinance が発布されて、マラヤにおける一般教育の改革・振興が促進されるようになるが、それと平行して、国教であるイ

表1 民間イスラム宗教学校数(1956年)

州名	学校数	生徒数			教員数					
		男	女	計	男	女	有格 資者	無格 資者	計	
スグリ・スンビラン	13	654	528	1,182	28	6	13	19	34	
ジョホール*	104			6,654			119	—	119	
スランゴール	14			889					39	
クランタン**	34			3,846					137	
ペナン	66			6,426					239	
トレングヌ	10			910					30	
パハ	9			843			37	—	37	
ケダ	24			2,708			35	108	143	
ペラ***	65			6,938			97	172	269	
ブルリス	3			445			1	19	20	
マラッカ	56	2,431	1,821	4,252					107	
計	398			35,093					1,174	

* 補助金の種類	学校数	生徒数	有資格教員
政府とカンボン	54	3,938	54
ザカート	3	68	3
政府とザカート	14	646	14
カンボン	33	2,002	48
計	104	6,654	119
** 宗教議会からの補助金を受ける学校			3
*** 宗教局からの補助金を受ける学校数			30

スラムの宗教教育も新たに発足した国民学校 (Sekolah Kebangsaan) の正課に取り入れられ、しかも従来のような単なるコーランの暗誦とかアラビア語のみによる教育を改め、統一あるカリキュラムに従って、一般教育課目の授業と同様に、マレー語でイスラムに関する総括的な知識を教えることになり、教育の国民化政策のなかにイスラム宗教教育もふくまれるようになった。

一方、民間アラビア語・イスラム宗教学校に対しては、政府から補助金を支給してその財政的窮状を救い、その教育の充実を図る計画がなされた。前記の「民間のイスラム宗教学校に対する政府補助金評価委員会・報告書、1956年」には、民間イスラム宗教学校への政府補助金の支給を提案するため、委員会は独立国として出発するマラヤ連邦の国教としてのイスラムの重要性を再確認して、次のように述べている。¹⁸⁾

(51) われわれは与えられた義務を遂行するための提案を行なう前に、一般論として、各州の憲法 (Perlembagaan Negri) と教育基本政策 (Dasar Pelajaran) からみて、イスラムの重要性について述べる機会をもちたい。

18) *Penyata*, pp. 6~7.

(52) すでに十分承知されていることであるが、イギリス政府とすべてのマラヤ土侯王 (Duli Yang Maha Mulia Raja Melayu) との間で結ばれた協定 (perjanjian) において、イスラム教とマラヤ慣習・儀礼 ('Adat Isti'adat Melayu) については、各州のラジャ (Raja) やスルタン (Sultan) の責任に属するというイギリス政府の承認と保証とがけっして廃棄されていないのである。

(53) 各州の憲法は、イスラム教をその州の公の宗教 (Ugama Resmi) として認めている。また現マラヤ連邦政府 (Kerajaan Persakutuan Tanah Melayu) の基本政策にも、イスラム教は独立したマラヤ連邦の公の宗教として認められている。

(54) イスラム教はわが国においてマレー人の道徳、平和、愛国心を育成してきた。だからこそ、マレー人は平和と安全との破壊者に対して祖国防衛の強い砦となりえたのである。

(55) イスラム教こそわが国の繁栄と平和に益すること甚大である。

つまり、マレー人の公の宗教であるイスラム教は、マラヤがイギリスの植民地であった時でさえマレー人土侯王の責任にまかされ、イギリス政府からなんらの干渉も受けていなかったし、マラヤ連邦として独立した現在でも、イスラム教は国教として認められていることには変りはない。しかも、イスラムこそマレー人の精神文化を育成してきた宗教であり、マレー人の愛国心のよりどころであり、マラヤの繁栄と平和にとって必要欠くことのできない精神的支柱なのである。したがって、このようなイスラムのマラヤにおける重要な意義を国民に理解させるために、イスラム教育の振興を図るのが政府にとって当然の義務であり、民間イスラム宗教学校に対しても政府は積極的に援助すべきである。そして前記の委員会は、次に訳出するように結論している。¹⁹⁾

(56) イスラム宗教学校を設立するために、政府がいくら支出しても、それはわが国と国民にとって大きな利益をもたらすであろう。

(57) 民間イスラム宗教学校こそ、わが国におけるイスラム教育の基盤となり、また第一歩となるはずのものである。わが国では、これらの民間イスラム宗教学校からのみ、現在のすぐれたイスラム学者 (alim 'ulama: Ar. 'alim al-'ulamā') を生みだすことができたのである。このような民間イスラム宗教学校の重要性からしても、現在これらの学校の目的と発展とにそうよう政府から援助を与えるべきである。

(58) 政府が十分な援助を与えれば、これらの学校は増築することも、改築することもできるはずである。また、これらの学校の卒業生も他の学校の卒業生と同じように取り扱ってやらねばならない。もしも、これらの学校の卒業生が生活の場でおくれをとり、他の学校の

19) *Penyata*, p. 7.

卒業生と競争できないようになれば、いきおいこれらの学校の立場を悪化させることになり、いつかはマレー人社会を、ひいてはわが国を危険な状態に追いこむことになる。

(59) われわれがマラヤ連邦全土を巡回して一般大衆と会談した際に、彼らムスリムは、キリスト教宣教団体 (Badan Seruan Karistian) によって建てられた学校が整備されているのは政府から受ける援助や補助によると考えている、とはっきり訴えていた。そしてイスラム宗教学校が永いあいだ最悪の状態のままであった原因こそ、これらの学校が政府からの補助を受けられなかったことにあると、彼らは考えている。

われわれが強調したいのは、このようなムスリムの考えは、わが国にとってなんの利益ももたらさないということである。そこで、このような考えをなくすために、重要にして必要な問題を選びださねばならない。したがって、これらの学校に対して政府から十分な補助を与えることがいかに大切であるか、はっきりわかるはずである。

以上のような民間イスラム宗教学校調査委員会の結論にもとづき、それぞれの学校が具備している条件によって“ A ”，“ B ”，“ C ”の3等級に分け、各等級に該当する学校に与える政府の補助額を規定し、具体的な援助計画案が提出された。前記の「報告書」に次のような各等級の条件が定められている。²⁰⁾

(64) ここに“ A ”級と規定する学校は、次に示す条件を具備したもので、これらの学校には生徒1人につき年間 10M\$ の補助金を与えるよう提案する。

(i) 1956年11月30日現在においてすでに設立されている学校。また、将来設立予定の学校で、すでに各州の政府当局から設立の認可を得ていて、所定の条件を満たすはずのもの。

(ii) すくなくとも授業時間 (masa belajar) が1日3時間。

(iii) 入学規定 (jadual kedatangan), 学籍簿 (record murid), 授業時間割 (jadual waktu), 教授要目 (sukatan pelajaran) など学校の教育体制が整備されていること。

(iv) 生徒数が35人以下でないこと。

(v) 先生の数1人の先生が30人の生徒を教育するという標準で決まる。

(vi) 学校運営委員会 (badan pengelola) があること。

(vii) 毎年の試験 (peperiksaan) を制度化していること。

(65) このような補助金を早急に支給しうるために、われわれは政府補助金を管理運営する1人の係官を文部省 (Kementerian Pelajaran) に直ちに任命することを提案する。そして各州の宗教局 (Jabatan Agama), あるいは各地区の教育局 (Jabatan Pelajaran) を通し

20) *Penyata*, pp. 8~9.

てこの補助金を与えるようにする。しかし、われわれはこれら宗教局には政府補助金を管理運営しうる適当な役人がいないことを知っている。また、どの宗教局でもこの種の仕事に責任がもてそうにないので、宗教局と協議の上で、教育局を通して政府補助金を支給されるべきである。そして、補助金がこれらの学校に行きわたるような支給体制を整えるべきである。

(66) 民間イスラム宗教学校のなかで、“A”級としての補助金を受けられる条件を備えていない学校はごく少ないと推測される。“A”級に該当する学校は、“B”とか“C”の等級に昇格するまで、そのままの状態で補助を受けることができる。

(67) “B”級として規定される学校は、“初等のB”(ibtida-i: Ar. ibtidā’i)と“中等のB”(thanawi; Ar. thānawī)とに分けられる。“初等のB”級の学校には年間生徒1人当たり14M\$の補助金を、“中等のB”級の学校には年間生徒1人当たり20M\$の補助金をそれぞれ支給する。

“B”級の学校は次の条件を満たす必要がある。

- (i) 1956年11月30日現在においてすでに設立されている学校。
- (ii) 授業時間は1日4時間以下ではない。
- (iii) 入学規定、学籍簿、正規の教授要目などが整備されていること。
- (iv) 生徒数が100人より少なくないこと。
- (v) 先生の手数は1人の先生が30人の生徒を教えるという標準で決まる。
- (vi) 学校運営委員会と学校財産の委託管理委員会(badan pemegang amanah)とがある。
- (vii) 財政(kewangan)管理が健全に行なわれている。
- (viii) 学校の管理する敷地に建てられた教室があり、教具も完全であること。
- (ix) “初等のB”級の学校では、その校長と先生のうち50%の人が教員検定試験を合格した有資格者(kelulusan)でなければならない。
- (x) “中等のB”級の学校では、その校長も先生もすべて有資格者でなければならない。
- (xi) “B”級の学校においては、“初等”“中等”を問わず、生徒が1学年に2カ年以上とどまることはできない。また、1生徒が6カ年以上在学することもできない。
- (xii) 試験の制度をもつこと。
- (xiii) 入学を許可される生徒は、すくなくともマレー学校の第3学年を修了した者か、またはそれと同等の者であること。

(68) 以上のような2つの等級に査定された学校は、次に述べる“C”級に進むことができる。そのために、政府がいくらかでも十分な補助を支給すべきことをわれわれは提案する。

“C”級の学校とは、

- (i) 公立マレー学校 (Sekolah Umum) や公立型マレー学校 (Sekolah Jenis Umum),
あるいは民間イスラム宗教学校の“初等のB”級の学校を修了した者のみが入学できる
学校。
- (ii) 先生は〔エジプトなどの〕外国で検定試験に合格した人か、あるいはマラヤ国内で
の合格者で、教員としての訓練を受けた人。
- (iii) 学校運営委員会と学校財産の依託管理委員会とをもつ学校。
- (iv) 財政管理が健全に行なわれている学校。そして政府補助を受ける学校を管理するた
め、会計監査を受ける必要がある。
- (v) あらゆる面で正規の完全な学校運営体制をもっていること。
- (vi) 学校の管理する建物と敷地があること。
- (vii) 正規の教授要目と時間割を作製していること。
- (viii) 正規の試験制度があること。
- (ix) アラビア語のほかにマレー語も英語も教えていること。
- (x) 政府の定めた公立中学校の就学年令制限基準に準じて、生徒の就学年令に制限基準
を設けていること。
- (xi) 生徒が2カ年以上同一学年にとどまることはできず、6カ年以上在学することがで
きないこと。
- (xii) 公立マレー学校や公立型学校から入学してくる生徒のために、2年間の Remove
Class (Class Persedian) を設けている学校。
- (xiii) 先生の給料 (gaji) は、先生各人の検定試験の合格 (kelulusan) や資格 (kelaya-
kan) の種類によって、政府の給与体系に準じていること。

この政府補助金の支給具体案を検討すると、委員会の調査当時における民間イスラム宗教学校を3等級に分類・査定して、即刻に補助金を支給するということよりもむしろ、まず学校として備えるべき最少限の条件を整えさせ、順次補助金を増額して政府の指導下に各種民間宗教学校を統制しようとすることを意図したようである。“A”級と“B”級との条件内容を比較してみると、その授業時間数や生徒数、先生の有資格者の数などの相違はあっても、いわゆる学校の体制としては本質的に同じものであるが、この両者と“C”級とを比較して最も違う点は、“C”級の学校ではアラビア語のほかに英語もマレー語もともに正課として教えることである。つまり、従来の民間イスラム宗教学校で行なっていたようなアラビア語教育、また真のイスラム学でもなく単なるアラビア語の暗記にすぎなかった教育を改新して、さらに狭いイスラム教育から広い一般教養をもふくめた教育へと発展させようとしているのである。い

いかえれば、新たに発足する国民学校 (Sekolah Kebangsaan) におけるイスラム教育を目標として、民間イスラム宗教学校に政府から援助することによって、じょじょにアラブ方式の教育からマラヤ式イスラム教育の実現を企図したのである。このようなマラヤ国民意識の下にイスラム教育を組織化しようとする意図は、現在マレーシア連邦においてもそのまま継承されていると考えられる。

3 Kedah 州のイスラム教育制度

現在のマレーシア連邦におけるイスラム教育制度についての総括的な調査は、いずれ機会があれば行なってみたいと思っているが、さしあたって筆者が調査した Kedah 州のイスラム教育制度について報告し、その問題点を検討してみたい。この調査にあたって、公務の余暇をさいて筆者の質問に答え、貴重な資料を提供してくれた Kedah 州 Alor Star のイスラム宗教局 (Jabatan Ugama Islam) やムスリム法廷 (Mahkamah Shari'at) の人々、また州内の各イスラム宗教学校に案内してくれた State Councillor の方々に対して深く感謝の意を表する。

Kedah 州でイスラム教育を行なっている学校は、その教育を主としてマレー語で行なう学校と、主としてアラビア語で行なう学校との2つに大きく分けることができる。マレー語でイスラム教育を行なっている学校というのはすなわち国民学校 (Sekolah Kebangsaan) のことで、制度上はマレーシア連邦文部省の管轄下にあつて、Kedah 州のイスラム宗教局の管轄下に直接入っていない。一方 Kedah 州の宗教局の管轄下にあるものは、アラビア語でイスラム教育を行なっている学校であり、それには、Kedah 州立の、いわば Kedah 州スルタン直属といえる Mahmud College と、その他の多くの民間イスラム宗教学校とがある。これらの学校の現状について順を追って説明しよう。

A 国民学校におけるイスラム教育

宗教局の資料によれば、1965年8月現在において、イスラム教育課目のある Kedah 州の国民学校数は284校となっている。この校数は、Kuala Lumpur の文部省イスラム教育課の1964年度統計 (表3参照) によると小学校250、中学校34となっていて、その総計が符合するところから、この1カ年に国民学校数の増減はないことになる。

国民学校でのイスラム教育に必要な経費はすべてマレーシア連邦政府から支給され、イスラム教育の教員の給料も連邦政府から給付される。ただし、国民中学校の宗教教師の給料の1/2は州政府予算から支出されるようである。1964年度のマレーシア連邦の教育支出全予算256,524,792M\$のうち、国民小・中学校における宗教教育への援助下付金 (pemberian untuk pengajaran Ugama di-Sekolah Rendah dan Sekolah Menengah yang di-bantu) は5,000,000M\$になっているので、旧マラヤ諸州の国民学校数が2,481校であるから、年間1校

につき平均約 2,000M\$ の宗教教育振興下付金になるはずである。

一般に国民小学校では週5日制をとっていて、イスラム教育については、1日1時間(40分授業)で1週に4日の時間割が組まれている。イスラム教育の講義内容は、マレーシア連邦の文部省で作製された教授要目(sukatan pelajaran Ugama Islam)によって統一され、マレー語によるイスラム教育の教科書も編纂されている。この教科書には、アラビア文字で書かれたマレー語(jawi)のものと、ローマ字で書かれたものの2種類がある。しかし、現在の段階では生徒全員がかならずしも教科書を持っているわけではない。

国民学校でどのような内容のイスラム教育が行なわれているかを知るために、文部省で作製されている教師用のイスラム教育教授要目²¹⁾を訳出しておく。

((国民小学校用イスラム教育教授要目))

第1学年

(1) 神の唯一性 (tauhid: Ar. tawhīd)

(i) 万物がそれぞれどのようにして存在するようになったか、つまりどのようにして造りだされたかを生徒に理解させるよう注意する(まず生徒の身近にある物、たとえば椅子、机、ペンなどを使って説明し、月、星、太陽、地球、空といった自然現象に関するものを引用しないこと)。(ii) 以上のような万物の生成の仕方を説明することによって、神(tuhan)の存在を知らしめ、同時に神は絶対であり、あらゆるものを支配し給うことを教える。

(2) コーランの章句 (ayat kuran: Ar. āyāt al-Qur'ān)

生徒にコーラン第1章「開扉」を記憶させる(反復学習)。

(3) イスラム道徳 (budipekerti Islam)

身の廻りを清潔にすること、両親や先生に対して従順であること(簡潔な方法で教え、理解しやすいように面白い物語を挿入する。挿話は教師が適宜選択する)。

(4) 宗教的義務 ('ibadat: Ar. 'ibādat)

礼拝前の洗浄(wudzu: Ar. wuḍū')の方法、礼拝(sembahyang)の方法(この課目は実習)。

(5) 神の使徒の歴史 (Sejarah Rasul Allah)

予言者マホメットの紹介。彼の名前、両親の名前、誕生の地、誕生の歴史、家柄(簡単に教えること)。

(6) アラビア文字(jawi)の教育

21) 筆者が Kuala Lumpur の文部省で入手したイスラム教育教授要目は、アラビア文字でタイプ印刷したマレー語のパンフレットである。

alif から ya までのアラビア文字の名前を図表によって教え、生徒が正しくアラビア文字を識別し、書き、発音できるようにする。

第2学年

(1) 神の唯一性

(i) 自然界、たとえば月、星、太陽、地球などの状態に注意させる。(ii) その自然現象から、それをあらしめる神の存在を、またすべての人間をあらしめる神の存在を確認させる。その神は全知・全能の属性をもち、その属性は完全無欠であることを知らせる。

(2) コーランの章句

(i) 第1章「開扉」。(ii) 第112章「信仰ただひと筋」。この章は生徒に暗記させるとともに、簡単な意味を教え、この章の意義・目的を説明せず、ただ神の存在が他に類のない絶対的存在であることに注意させる。

(3) イスラム道徳

真実、平和、秩序（短い物語を引用して、以上のような徳性について教える）。

(4) 宗教的義務

礼拝前の洗浄の方法、礼拝の方法（実習）。

(5) 神の使徒の歴史

(i) 第1学年で教えたことを繰り返す。(ii) 予言者マホメットが神の使徒であることを指摘し、彼に啓示された宗教と聖典コーランとについて説明する。

(6) アラビア文字の教育

やさしい単語を使って文字の連続の仕方を教え、読ませ、書かせ、よく文字を区別することができるようにする。そして生徒が連続した文字を区別し、また文字を連続して書き、単語を読むことのできるまで教えこむ。

第3学年

(1) 神の唯一性

去年度の教育を繰り返す。そして生徒に神の存在を理解させるため、もうすこし広く説明し、神は力があり、愛の創造者であり、愛を与え、あらゆるものを理解し給うことを知らせる。

(2) コーランの章句

(i) 第107章「慈善」（反復学習）。(ii) 第83章「詐欺漢」の第1節から第6節まで。簡潔にその意味を教え、単語ではなく、句の意味を一つずつ教える。

(3) イスラム道徳

助け合い、忠節、良き隣人となる方法などといったことに関して、とくに印象づけるような短い物語を引用する。

(4) 宗教的義務

(i) 礼拝前の洗淨の基礎, その正しい道, 礼拝の基柱, 礼拝の時間, 洗淨に使える水の種類(雪水, 汚水, よどんだ水を使ってはいけない)。(ii) 排便のあとの身体清淨(istinja: Ar. istinjā')。(iii) 短い礼拝のお題目(tahyat: Ar. taḥiyya)の読み方を暗記させる。たとえば Allāhumma ṣallā 'alā Muḥammad「アッラーの神よ, マホメットに祝福をたれ給え」。第3学年で教える宗教的義務の課目は実際に動作をさせて指導すること。

(5) 神の使徒の歴史

(i) 少年時代から, 神の啓示を受けて使徒となるまでのマホメットの伝記。(ii) 予言者ノアの物語。

第4学年

(1) 神の唯一性

(i) 神アッラーの属性。(ii) 神の使徒の属性(簡単に)。

(2) コーランの章句

(i) 第4章「女」第86節。(ii) 第6章「家畜」第160節。(iii) 第16章「蜜蜂」第125節。(iv) 第24章「光り」第27節, 第28節。生徒に繰り返し暗誦させ, 簡単な意味を教え, それを理解させるために物語を引用せよ。

(3) イスラム道徳

次のような特性の重要性を説明する。団結, 統一への行動, 軽蔑に対して自ら保護すること, 自制心。

(4) 宗教的義務

(i) 前学年度の課目を繰り返し教育する。(ii) 礼拝の正しい条件, 礼拝しなくても許される条件。(iii) 礼拝をしない特別な場合, それを清める方法。

(5) 神の使徒の歴史

(i) 予言者マホメットへ下された啓示。啓示の意味, 啓示の証拠, 予言者マホメットの最初の布教, その布教に対するメッカの人びとの反対。(ii) 予言者アブラハムの物語。

第5学年

(1) 神の唯一性

(i) 神アッラーの属性とその証拠。(ii) 神の使徒の属性とその証拠。

(2) コーランの章句

(i) 第4章「女」第58節。(ii) 同章第36節。(iii) 第9章「改悛」第105節。(iv) 第22章「巡礼」第73節。(v) 第49章「私室」第6節。(反復学習)。

(3) 神の使徒の歴史と予言者たちの物語

(i) マホメットのメディナにおける生活、ムハージルーンとアンサールとの友胞関係の成立、ウフドの戦、塹壕の戦、マホメットの捕虜に対する取り扱い。(ii) 予言者モーゼとイエスの物語。

(4) 宗教的義務

(i) 前学年度の課目を繰り返す。(ii) 金曜日の大衆会礼拝 (sembahyang jama'at : Ar. ṣalāt jamā'a) とその必要条件。(iii) 断食 (puasa) の法と断食をしなくてもよい場合の条件。

(5) イスラム道徳

会話の作法、訪問の作法、勤労、生活の斗い、親孝行。

第6学年

(1) 神の唯一性

イスラム、信仰 (iman : Ar. imān) とその基柱 (rukun : Ar. rukun)。

(2) コーランの章句

(i) 第2章「牝牛」第262節、第263節。(ii) 同章の第267節、第268節。(iii) 第16章「蜜蜂」第78節、第79節。(iv) 第49章「私室」第13節。

(3) イスラム道徳

忍耐、勇敢、強い心など。

(4) 宗教的義務

施し (sadaqah : Ar. ṣadaqa), ザカート (zakat : Ar. zakāt), フィトラ (zakat fitrah : Ar. zakāt al-ḥajj), 巡礼 (haj : Ar. ḥajj), それぞれの法と義務。

(5) イスラムの歴史

フダイビアの休戦、メッカの征服、ウマル、ウマル・ビン・アブドゥル・アズィーズ。

教師に対する一般的注意事項

(1) 教師は生徒に対してアラビア文字の教育に強い関心をもたすこと。

(2) コーランの章句を読誦するとき、生徒に正しく発音するよう注意し、そのコーランの章句が好きになるまで読誦するように励ます。この原則は第1学年から第6学年まで共通である。

(3) コーランの章句の説明は、一般にやさしく簡単にし、低学年の生徒にも理解できるよう配慮する。そして章句の意味を説明するとき、章句を短かく切って一つ一つの意味を教える。

(4) 教師はとくに「神の唯一性」、「イスラム道徳」、「コーランの章句」といった課目にふくまれているイスラムの美点を強調せよ。そしてまたこの点を他の課目と結びつけて教えよ。

(5) できうるかぎり「イスラム道徳」に関する物語を、マホメットその他の予言者、カリフ、イスラムの英雄たちの生活から選んで引用せよ。

(6) 教師は常に「宗教的義務」を生徒に履行するよう助言し、また彼らに教えた「イスラム道徳」を実践するよう勧めること。

以上のような国民小学校のイスラム教育教授要目を検討すると、低学年の児童にも理解できるように身近の具体的な事例から神の唯一絶対性を説き、神が定められたムスリムの宗教的義務、たとえば礼拝、断食、ザカート、巡礼の4勤行を強調し、とくに礼拝とそのための洗浄については反復学習させ、宗教的義務の履行を重点的に教えている。本稿では繁雑を避けるために国民中学校のイスラム教育教授要目をあえて訳出しなかったが、これによると、国民中学校では「神の唯一性」、「イスラムの歴史」、「イスラム法」(fikh: Ar. fiqh)——国民小学校では「宗教的義務」であった——などの課目をさらに詳しく教えるようになっている。しかし、国民学校におけるイスラム教育のなかでとくに注意すべきことは、「イスラム道徳」という課目が設けられていることである。この課目は、イスラムの教義や予言者マホメットおよびイスラム史上有名な人物の行為などを引用しながら、社会道徳を教育するものである。前述したように、1957年のマラヤ連邦の独立に際して反省されたイスラム教育のマレー化は、現在マレーシア連邦政府に継承され、国民学校におけるイスラム教育を道徳教育にまで拡大しているところに重大な意義があると考えられる。

B 州立 Mahmud College

Kedah 州の首都 Alor Star にあるこの学校は、もともと Kedah 州のスルタン直属のアラビア語学校として1936年に創設されたといわれ、現在生徒数は約600で、学校の経費はすべて州政府から支出され、したがって生徒の授業料は無償となっている。教員数は23名で、アラブ連合のカイロにある Azhar 大学に留学し、アラビア語学、イスラム法学、神学、アラビア文学などを習得し、正規の教員資格を取得している教員が大部分である。Mahmud College は Kedah 州で最高のアラビア語・イスラム教育を施す学校であって、ムスリム法廷(Mahkamah Shari'at)の裁判官(kathi, kadzi: Ar. qāḍī)やムフティ(mufti: Ar. muftī),あるいは宗教局の高官、イスラム教育の教師(guru ugama)など、イスラム法やイスラム教育の専門家を養成するのがこの

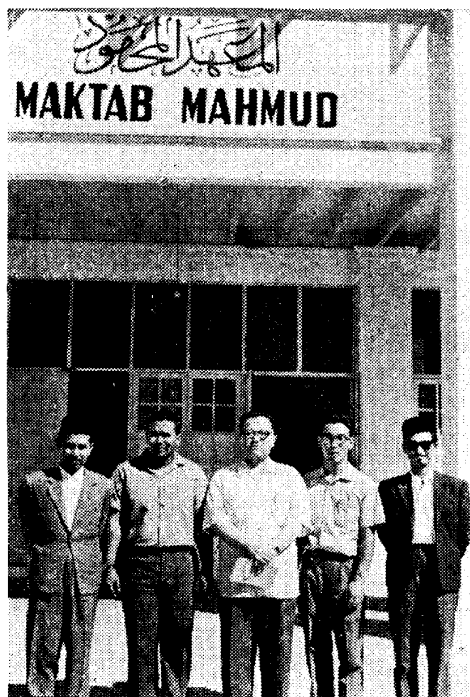


写真2 マフムド・カレッジ

学校の教育目的となっている。したがって、あとで説明するような高度のアラビア語・イスラム教育内容をもつ教授要目が作製されていて、それは他の民間アラビア語・イスラム宗教学校の教授要目の基準となるべきものである。

Mahmud College の年限制と国民学校のそれとを比較してみると（図2参照）、この学校は普通には国民小学校の課程を終えたものを入学させることになっているが、高度のアラビア

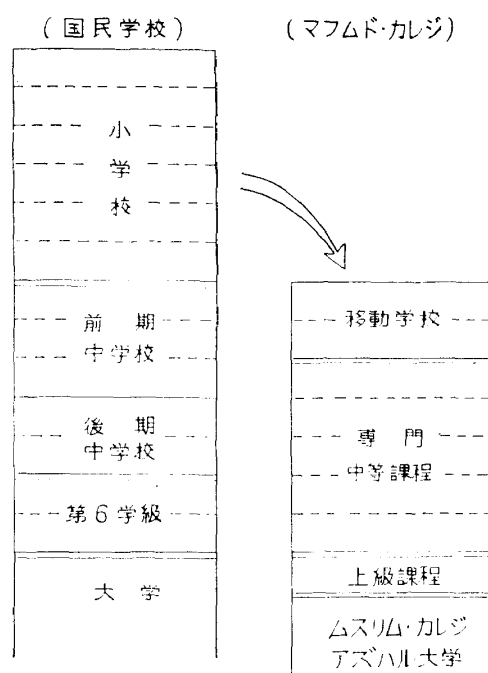


図 2

語・イスラム教育を施す関係から、2年間の「移動学級」Remove Class が設けられ、その後5カ年の専門課程がある。これは国民学校の中等教育課程に相当し、この課程を終えた者は、さらに1カ年の上級課程に進むことができるようになっている。この上級課程はおそらく国民学校の「第6学級」Sixth Form にあたり、ここで大学に進学する資格が与えられわけである。Mahmud College を卒業した者には、Kedah 州のムスリム法裁判官、宗教局の役人、あるいは国民学校でのイスラム教育担当の教員になりうる資格が与えられるが、さらに優秀な生徒は Selangor 州 Kelang の Muslim College に進学し、あるいはアラブ連合の Azhar 大学などに留学することができる。このような Azhar 大学の卒業生などは、現在のと

ころ、帰国後はもっぱら Mahmud College やその他の高等アラビア語・イスラム教育にたずさわっているようである。

Mahmud College の教授要目²²⁾をみると（表2参照）、「移動学級」では第1学年、第2学年ともに、1週間にイスラム課目7時間、アラビア語課目12時間、一般課目17時間となっていて、イスラム課目よりもアラビア語課目に比較的多くの時間を配当しているのは、国民学校から入学する生徒に対してまずアラビア語を修得させ、専門課程での学習に支障のないようにするためである。「専門課程」5カ年の週間授業時間割をみると、イスラム課目では7, 8, 8, 10, 10の時間数となっていて、アラビア語課目では10, 9, 9, 13, 13で、一般課目では19, 19, 19, 13, 13となっている。つまり、高学年になるほど一般課目の時間数が減って専門課目が多くなり、1カ年の「上級課程」になると一般課目が9時間のみになり、専門課目も重点的に多くの時間を配当するようになっている。しかし、アラビア語・イスラム宗教学校において、一

22) Mahmud College の教授要目は、時間割のほかに、各課目の教育内容を詳しく説明されているが、すべてアラビア語で書かれている。

表2 ケダ州マフムド・カレッジ教授要目

課 目	学 年	移 動 学 級		専 門 中 等 課 程					上級課程 I
		I	II	I	II	III	IV	V	
イスラーム 課 目	イスラーム法	3	3	3	3	3	2	2	4
	イスラーム相続法					1			
	神の唯一性 (神学)	1	1	1	1	1	1	1	
	論 理 学						1	1	1
	コーランの章句	1	1						
	コーラン注釈			1	1	1	1	1	} 3
	伝 承	1	1	1	1	1	1	1	
	伝 承 学						1	1	1
	イスラーム法学の基礎						1	1	3
アラビア 語 課 目	マホメット伝・イスラーム史	1	1	1	2	1	1	1	
	イスラーム法制史						1	1	
	文 法	3	3						
	統 語 論・活			3	3	3	3	3	4
	表 現	3	3						
	作 文			2	2	2	2	2	2
	暗 学 作	2	2	2	2	2			
	文 読 品						2	2	
	読 み 方	2	2	2	2	2	2	2	2
一 般 課 目	修 辞						3	3	3
	書 取	1	1	1					
	翻 訳						1	1	
	習 字	1	1						
	マ レ ー 語	4	4	5	5	5	3	3	4
	英 語	5	5	5	5	5	3	3	4
	歴 史	1	1	1	1	1	1	1	1
	地 理	1	1	1	1	1	1	1	
	理 科	1	1	2	2	2	2	2	
	算 数	5	5	5	5	5	3	3	
	アラビア文学史								2
	イスラーム哲学								1
	心 理 学(?)								1
週間授業時間数 (40分授業)		36	36	36	36	36	36	36	36

般教育課目の時間が相当数配当されていることは、1957年のマラヤ連邦独立以前におけるアラビア語・イスラーム宗教学校の教育内容が全面的に改正されたことを示している。

次に Mahmud College の教育課目の内容について説明しよう。

「イスラーム法」(Ar. fiqh) は移動学級、専門中等課程、上級課程を通じて学習する課目で、礼拝前の洗淨 (Ar. ṭahāra), 礼拝, ザカート, 断食 (Ar. ṣiyām), 巡礼などの宗教的規定の

ほかに、売買、保証、抵当、貸付、贈与、利子など、契約や取引についての規定 (Ar. *buyū' wa mu'āmalāt*)、また結婚 (Ar. *nikāḥ*) や離婚 (Ar. *ṭalāq*)、罰則 (Ar. *jināyāt*) などについて学習する。

「イスラム相続法」(Ar. *farā'id*) は遺産相続に関するイスラム法の規定を学習する課目で、法定相続人の相続分を計算するための学問は、イスラムの伝統的な学問分類からすると、法律の分野よりもむしろ算数の分野に入れられ、独立した学問として取り扱われている。この課目の内容は複雑であり、特殊な専門的知識を必要とするところから、専門課程第Ⅲ学年にのみ配当されている。

「神の唯一性」(Ar. *tawḥīd*) は、天地創造神アッラーの唯一絶対性とその属性、予言者の属性とその無謬性、天使、宿命などを取り扱ういわば神学的課目で、イスラム法がムスリムの「行」の面をあらわすとすれば、この課目はムスリムの「信」の面を対象とするものである。神の唯一性の課目はイスラムの中心となるべきものであるから、全課程を通じて学習するのは当然である。

「論理学」(Ar. *manṭiq*) は専門課程第Ⅳ、第Ⅴ学年と上級課程にのみ配当されているが、これはイスラムの理性の学の基礎となるものであるから、重要な課目の一つになる。

「コーランの章句」(Ar. *āyāt al-Qur'ān al-karīm*) は、移動学級において国民学校での学習を補足するために設けられているが、専門課程になると、コーランを読誦するだけでなく、コーランの章句の意味を解釈する「注釈学」(Ar. *tafsīr*) が配当されるようになる。

「伝承」(Ar. *ḥadīth*) というのは、マホメットの言行 (Ar. *sunna*) を集録したもので、マホメットの死後、各地の征服によって拡大したイスラム世界に起こる複雑な法的問題を裁定するのに、その基準としてコーランだけでは不十分となり、そこでコーランの規定を補足する意味からもマホメットの言行が集録されるようになった。しかし、そのなかには正しい言行を伝えるものばかりではなく、多くの偽作もあらわれたので、伝承の真偽を識別するための学問が起り、それが「伝承学」(Ar. *‘ilm al-ḥadīth*) と呼ばれた。9世紀の後半には、al-Bukhārī (811~870) や Muslim b. al-Ḥajjāj (~875) などの有名な伝承学者によって選別された正しい伝承集「正伝」(Ar. *ṣaḥīḥ*) が編纂されたのである。Mahmud College では「伝承の修正」(Ar. *muṣṭalaḥ al-ḥadīth*) という課目名を使っているが、本稿では一応「伝承学」と訳出しておいた。

「イスラム法学の基礎」(Ar. *uṣūl al-fiqh*) とはイスラム法学が定められる法源のことで、コーラン、マホメットの言行、合意 (Ar. *ijmā'*)、類推 (Ar. *qiyās*) の4法源が一般に認められている。イスラム法がコーランに見える規定とマホメットの言行とにもとづいて制定されていることは周知の事実であるが、法学者の一般的な意見の一致、つまり「合意」によってイスラム法が事実上権威づけられることになる。「類推」というのは、ある事情が生じた場合、

コーランなどに規定されてはいないけれども、すでに明確に判定された先例から類推して決定する方法である。8世紀から9世紀にかけて4大イスラム法学派が成立するが、それは以上の4法源のいずれに重きをおくかということによって分派したもので、「イスラム法制史」(Ar. ta'riḥ al-tashrī' al-Islāmī)は、とりまなおさず4大法学派の成立過程を取り扱う課目である。

「マホメット伝・イスラム史」(Ar. al-sīra al-nabawīya wa al-ta'riḥ al-Islāmī)は予言者マホメットの伝記とイスラム帝国の発展の歴史とを取り扱う課目で、とくにイスラムのマレーヤ伝来の歴史も重要視されている。

次にアラビア語課目について説明すると、移動学級に配当されている「文法」(Ar. qawā'id)は、もともと「規則、型」を意味するアラビア語であるが、初歩の文法として名詞や動詞の区分、それらの活用型などを教え、専門課程になると、「統語論・活用」(Ar. naḥw wa ṣarf)でさらに詳しい活用型なり、文章論を教える。

移動学級の「表現」(Ar. ta'bīr)というのは、簡単なアラビア語会話や筆記作文を練習する課目で、専門課程では「作文」(Ar. inshā')の課目でイスラム法に関するものとか、社会的な問題などについて、レポートをアラビア語で書けるまで指導され、ある問題を中心にアラビア語で討論できるよう訓練される。

「暗記」(Ar. maḥfūẓāt)は移動学級でも専門課程でも配当されている課目である。最初は有名な詩文や散文のうち2, 3行程度の抜粋を暗誦させ、高学年次になるほど長い文章を暗記させる。もちろん、コーランの章句の暗誦も取り入れられているが、とくに愛国心をもちあげるような主題のものが選ばれるようである。専門課程第IV, 第V学年に配当させられている「文学作品」(al-nuṣūṣ al-adabiya)も暗記に関連した課目で、有名なアラビアの詩人や文人の文章を暗記するようである。近代の文学者のなかではエジプトの Taha Ḥusain などもあげられている。

移動学級にも専門課程にも全学年を通じて配当させている課目が「読み方」(Ar. muṭala'a)で、歴史、文化、文学、社会など各分野に関するアラビア語の文章や物語の講読にあたる。

移動学級のみに配当されている課目に「書き取り」(Ar. amlā')と「習字」(Ar. khatt)がある。「習字」はもちろんアラビア文字の手習いで、「書き取り」は専門課程の第I学年にも1時間だけ配当されているが、これらの課目については別に説明を要しない。

「修辞学」(Ar. balāgha)は専門課程の高学年にのみ配当されている課目で、比喩や直喩、隠喩といったアラビア語の美辞麗句の表現法を研究する。これもアラビア語に関連する学問のなかでも伝統的なものの一つである。「翻訳」(Ar. tarjama)は勿論アラビア語からマレー語に翻訳する技術を訓練する課目で、とくに専門用語の翻訳が問題となる。

上級課程では「アラビア文学史」(Ar. ta'riḥ adab al-lugha), 「イスラム哲学」(Ar. al-

falsafa al-Islāmiya), 「心理学」(Ar. 'ilm al-nafs) の3課目が特別に加えられている。「心理学」と翻訳したアラビア語は、「魂・個人の学」という意味であるが、教授要目にはこの課目の内容が説明されていないので、一応「心理学」と訳出してはいるものの、あるいは不適当な訳語であるかもしれない。

以上、簡単に Mahmud College の教育課目の内容を説明してきたが、これらはすべて高等なアラビア語とイスラムの伝統的学問であって、もしもこれらの学問がこの学校の生徒によって修得されているならば、われわれイスラムの学問に関心をもっている者にとっては驚嘆すべきことである。筆者がこの学校を見学したとき、生徒諸君の教科書をみたが、そのほとんどがカイロで出版されたもので、なかには程度の高い専門書もふくまれていた。その反面、これだけの課目を学習する生徒の負担は実に重いにちがいない。

Mahmud College のみならず、他の民間アラビア語・イスラム宗教学校の調査で筆者がとくに関心をもっていたことは、これらの学校にどのような階層のマレー人子弟が入学しているかということであった。しかし、Mahmud College の場合でさえ、学籍簿は備えられていても両親の職業の記載が全然なく、その実態を調査することは不可能であった。Mahmud College の校長の話では、現在のところ政府の高官や比較的裕福な家庭の子弟は中等英語学校に入学するのが一般的で、この学校の生徒はほとんどが農村出身者であるという。農村での調査においても、イマームや宗教教師の子弟でさえ、おおかた英語学校に入学していることがわかっている。この点に関しては、残された問題として詳細な調査・研究を必要とすると考えている。

C 民間イスラム宗教学校

現在の Kedah 州において、民間イスラム宗教学校はマドラサ・ニザミ (Madrasah Nizami) とマドラサ・ウムミ (Madrasah Umumi) の2つの型に分けられている。1965年8月現在における Kedah 州宗教局の統計によれば、ニザミ学校が67校、ウムミ学校が30校となっている。この2つの型の学校はいずれも民間の学校であって、前記の国民学校のようにマレーシア連邦政府の直轄でもなければ、Mahmud College のように Kedah 州立の学校でもなく、いわゆる私立学校であることには変りはない。しかし、ニザミ学校は、生徒からの授業料、連邦政府から支給される補助金、Kedah 州宗教局のザカート基金からの補助金などによって経営され、ウムミ学校は、生徒からの授業料、Kedah 州宗教局のザカート基金から支給される若干の補助金などによって経営され、同じ民間イスラム宗教学校でニザミとウムミとに分けられる最も大きな相違は、マレーシア連邦政府から補助金が支給されるかどうかという点にあり、また両校の間には Kedah 州宗教局からの援助金の額にも差異がある。つまり、民間学校ではあるけれども、政府の統制下に入り、正規のカリキュラムに準じて授業し、学校運営委員会によって運営されている学校がニザミと呼ばれ、政府の統制を全く受けず、校長自身の裁量でもっ

て教育し、完全に私有化された学校がウムミと呼ばれるのである。ニザミというのはアラビア語の *niẓāmī* 「制度化された」から借用した言葉で、ウムミはアラビア語の *‘umūmī* 「一般の」から借用した語である。そして、ニザミ学校の卒業生には卒業証書 (*sijil*: Ar. *sijill*) が与えられ、有資格教員となって宗教教育にたずさわり、また宗教局の役人にも任官することもできるが、ウムミ学校の卒業生にはそのような資格は認められない。

ウムミ学校は政府の管轄下にないので、その教員数や生徒数の実数を知ることは困難であるが、ニザミ学校の教員数や生徒数は、Kedah 州宗教局の統計によると、Kedah 州全体の67校の男子教員数が283名、女子教員数が56名、男子生徒数が4,953名、女子生徒数が4,019名となっている(1965年8月現在)。

Kedah 州で行なわれているようなニザミとウムミとの民間イスラム宗教学校の区別がいつからはじまるかは、宗教局で質問したところによれば確かな年代は不明である。また各学校によっても相違している。宗教局の係官は、1960年頃にKedah 州の全ウラマー(イスラム学者)が会議を開いて、民間宗教学校の資格を認定して区別したと答えている。この資格認定基準は、おそらく前述した1956年の「民間イスラム宗教学校に対する政府補助金評価委員会・報告書」に示された基準にもとづいていると考えられるから、このKedah 州ウラマー会議は1956年から1960年の間に開かれたにちがいない。そして、その間に民間イスラム宗教学校が順次ニザミとウムミとに区別されてきたとみるべきである。

一情報提供者の話では、政府が各学校の校長に対して政府のイスラム教育原則を提示し、それに従う学校をニザミとして補助金を与え、それに従う意志のない学校にはウムミとして補助金を与えないようにしたらしい。前述したように、Kedah 州の民間イスラム宗教学校の多くはポンド型のもので、その校長は高名なハジであり、それだけに農村の人々の尊信を一身にあつめ、むしろ盲目的といえるほど尊敬されていたから、マラヤが独立して現政府、あるいは現与党政党が農村にまで勢力を広めるには、どうしても民間イスラム宗教学校、つまりポンドの校長の協力が必要となる。そこで、現政府の政策に協力する校長の学校には、その代償として政府補助金を支給して援助する方策がとられたようで、ニザミとウムミとの区別は、その学校の規模・内容による区別よりもむしろ政治的な意図によるものらしい。実際にこれらの民間イスラム宗教学校を見学すると、ニザミ学校では、旧ポンド型建物のほかに政府援助による新しい国民学校式の校舎も建てられていて、かなりの設備も改善されているが、一方ウムミ学校になると、依然として昔ながらのポンド型のままに放置され、校舎も教員組織も完備せず、完全にその学校の校長の私塾といった有様であり、なかにはすでに閉鎖されて、荒れ果てた原野に朽ちた廃屋だけが残っているものもあった。筆者が調査した時はたまたま夏期休暇中で、ニザミ学校は政府の学校制度に準じて授業もなく、生徒はすべて帰郷していたが、ウムミの学校ではポンドに生徒が残っていて、Kedah 州南部のあるウムミ学校を訪れたとき、たまたま校

長は不在であったので生徒に質問したところ、他の生徒はゴム園に働きに行っているとのことであった。

ニザミ学校の教育体制を知るための1資料として、Kedah 州南部 Baling 地区の Kampong Pisaang Kupang にある Madrasah al-Khairiyah に関する1963年度の「報告書」(Penyata) から抜粋して紹介してみよう。²³⁾

この学校は1959年に旧ポンドから新制度のニザミ学校として発足したようで、1962年度における生徒数は、男子生徒 224名、女子生徒 95名、計319名となっていてかなり大きな学校である。筆者が見学したときには、多くの旧ポンドのほかに、男生徒用と女生徒用の新校舎が別々に建てられていた。教員数は、教授資格教員 (guru termasuk guru besar) 11 名、無資格教員〔訓練中の教員〕(guru pelateh) 1 名、学校用務員〔校庭の清掃・雑務員〕(tukang pekerja membersehhkan madrasah) 1 名、事務員 (kerani) 1 名となっている。

教科課程は次に示す通りである。

第1学年～第4学年 (ibtidā-i ; Ar. ibtidā'i)

- (1) イスラム宗教課程：イスラム法、神の唯一性、コーラン注釈、伝承。
- (2) アラビア語課程：統語論、活用、暗記、読み方、作文、書き取り、習字。
- (3) 社会科課程：歴史、地理、倫理。
- (4) 一般科学：健康、教育、理科。

第5学年～第7学年 (thanawi : Ar. thānawī)

- (1) イスラム宗教課程：イスラム法、神の唯一性、コーラン注釈、伝承、イスラム法学の基礎。
- (2) アラビア語課程：統語論、活用、修辞学、作文、韻律学、読み方。
- (3) 社会科課程：歴史、倫理、教育原理。
- (4) 追加課程：伝承学、論理学、天文学。

次にこの学校の財源について説明しよう。

- (1) ワカフのゴム園, 30 relong (kebun getah wakaf)

この学校にはかつて人びとから寄進されたワカフのゴム園を30relong 所有しているが、そのゴム園から具体的にいくら収入があるかは明らかではない。この学校の建っている Baling 地区は、Kedah 州でも山地のゴム林地域であるから、ワカフ地としてゴム園を所有しているが、北部 Kedah 州の旧ポンド型宗教学校では、ワカフ地として稻田 (sawah padi) を所有する学校が多い。

- (2) 生徒の納める授業料 (wang yuranan murid)

23) Madrasah al-Khairiyah の報告書は、筆者が訪問した時に入手したもので、アラビア文字でタイプ印刷したマレー語のパンフレットである。

この学校では、生徒1人当りの授業料 (bayaran) は、(i) 入学金 (bayaran permulaan masok) 10M\$, (ii) 毎年の授業料 (bayaran yuran tahunan) 14M\$, (iii) 各学級で使用するイスラム宗教課目のテキスト代金 (bayaran harga kitab kitab mengikut harga kitab tiap tiap kelas) となっている。筆者が見学した他の学校での聞き取りによると、ある学校では年間生徒1人当り 36M\$ といい、ある学校では 30M\$ ともいう。おそらく、生徒の授業料に関してはまだ統一されていないのかもしれないが、この学校の授業料と他の学校での聞き取り資料と比較してみて、いろんな教科書代もふくめて年間 30M\$ 前後が生徒の納入する授業料ではないかと想像している。

(3) Kedah 州のザカート基金から支給される補助金 (bantuan zakat Negri Kedah)

一般に生徒1人当り年間 5M\$ か 6M\$ の補助金が支給されるという学校が多いが、なかには 10M\$ から 15M\$ も受けとっている学校もあり、学校の要請によってその年度に支給されるザカート基金からの補助額に変動があるものと考えられる。

(4) Kuala Lumpur のマレーシア連邦政府からの補助金 (bantuan Kerajaan Persekutuan Kuala Lumpur)

マレーシア連邦政府から支給される補助金額は、前述の「民間イスラム宗教学校に対する政府補助金評価委員会・報告書、1956年」に規定された“A”級 10M\$, “初等のB”級 14M\$, “中等のB”級 20M\$ の3区分にもとづいて決定される。学校のなかには, “A”級に評価されたコースと, “初等のB”級に評価されたコースとの2コースを合せもつ学校もあり, それぞれのコースに在籍する生徒数に 10M\$ あるいは 14M\$ を掛けた総額がマレーシア連邦政府から支給されている。Kuala Lumpur の文部省にある統計によれば Kedah 州全体で

表3 マレーシア連邦政府イスラム教育学校統計表

州名	マレー国民学校		民間アラブ・イスラム宗教学校							
	小学校	中学校	学校数	男教員	女教員	男子生徒	女子生徒	補助金額(M\$)		
スランゴール	187	43	18	45	24	784	910	16,940		
ヌグリ・スンビラン	138	27	21	59	0	806	947	17,530		
マラッカ	107	7	68	145	121	3,449	4,274	77,230		
ジョホール	397	31	13	50	8	978	732	19,136		
パハン	220	40	28	80	30	2,366	1,363	30,970		
トレンガヌ	197	7	12	47	23	795	1,180	24,454		
クランタン	228	47	88	385	91	5,622	4,586	114,732		
ケダ	250	34	54	258	47	3,735	3,339	78,592		
プルリス	40	8	5	30	6	444	399	12,574		
ペナン	85	12	48	211	69	2,788	3,260	64,756		
ペラ	366	10	97	347	99	4,508	4,792	93,000		
計	2,215	266	452	1,657	518	25,275	25,788	549,914		

78,592M\$ が民間ニザミ学校に支給されている（表3参照）。

(5) 一般民からの寄附 (derma orang ramai)

学校のある農村の人々からその都度寄附されるらしいが、その金額については実数を調べることは困難である。

このようなわずかの資料だけで Kedah 州全体の民間イスラム宗教学校の実態を推測することはさしひかえねばならないけれども、一つの実例として参考にされたい。

D マドラサ・スラウ

民間イスラム宗教学校のニザミもウムミも、もともとポンド型宗教学校であったものがマラヤの独立後に制度化された学校であり、政府補助の有無という違いはあっても、両者とも一応学校としての体制のとれているものである。ところが、Kedah 州の宗教局あたりでマドラサ・スラウ (madrasah surau) と呼ばれている私塾教育が現在でも農村で行なわれている。この宗教教育の私塾は、すでに述べたように、イスラムのマラヤ伝来以来マスジドやスラウ (小礼拝所) で行なわれていた原初的なイスラム教育形態の遺物で、農村の宗教教師 (guru agama) の自宅のそばに建てられた塾舎で、農村の子弟を集めて教育するものである。

1965年8月現在における宗教局の統計によれば、Kedah 州で一応登録されているマドラサ・スラウは149校となっている。

筆者の見学したマドラサ・スラウの一例をあげると、建物は農村のマレー人家屋と同じ構造で、板間を2つの部屋に区切り、一方を男子生徒用の教室に、他方を女子生徒用の教室に使用している。マドラサ・スラウの先生はもちろん1人で、メッカの巡礼から帰ってきたハジである。

筆者が訪れたとき、この私塾に30人程の生徒がいて、年令は小学生から中学生まで雑多である。先生が板壁を背にして胡坐すると、生徒は先



(塾舎)



(先生と生徒達)

写真3 マドラサ・スラウ

生に直面して半円形の4, 5列になって胡坐し, 各人それぞれコーランを手製の木製書見台に置き, 先生の読誦にならって生徒もコーランを音読する。別にコーランの章句の意味を説明してやるわけでもなく, 繰り返しコーランを音読するだけである。アラビア文字の読めない年少者には, 上級生が初歩の練習本で2, 3人ずつ指導している。先生は男子生徒の指導が終れば, コーラン読みの練習指導を上級生にまかせ, 今度は女子生徒の部屋に行ってコーランを読ませる。最近では農村でもかなり少なくなっているけれども, このようなコーラン読み(bacha kuran)の勉強が終る12才位の男子には, 丁度成人式と同じように盛大な儀式が行なわれるらしい。しかし, 筆者は実際にこの儀式を見たことがなかった。

農村では国民小学校の校舎が不足しているので, 午前と午後の2部制を採用している学校が多いから, 農村の子供は授業のない午前か午後にマドラサ・スラウに通ってコーラン読みを習っている。国民学校で勉強するときは普通の服装をしている農村の男の子供が, マドラサ・スラウでコーランを習うときにはマレー帽(songkok)をかぶり, サロン(sarong)を巻いたムスリムの正装でいるのは, 農村の人びとのコーラン学習に対する態度がよくあらわれていて非常に興味がある。それだけ, 農村における宗教教師への尊信は絶大なるものがあるわけで, 国民学校でも「コーランの章句」という課目でコーラン読みを習うのに, さらに自分の村の宗教教師についてコーラン読みを習うのは, コーラン学習をより徹底させるためでもあろうが, それよりも宗教教師と農村の人びととの強い結び付きが依然として残っているのであろう。

このマドラサ・スラウはニザミ学校のように生徒1人当たりいくらといった政府補助を受けるわけではない。ただ Kedah 州宗教局に登録してコーラン教育の資格を認められている教師に対して, 年間 30M\$ から 50M\$ 程度の個人的な贈与が宗教局から支給されるらしい。その代りに, 夏期休暇中には宗教局で開催される宗教教師の研修会に出席せねばならないようである。生徒からの授業料については明確な実数はつかめないが, 農村では年に 2 naleh か 3 naleh の米を宗教教師に持って行くと答える人が多い。1 naleh の米は現金に換算すると約 9M\$ から 10M\$ になり, 宗教教師への授業料はしたがって年に約 18M\$ から 30M\$ ほどの金額になる。また筆者が農民でないある自家用車の運転手に子供のコーラン学習の授業料について質問したとき, 子供が宗教教師のマドラサ・スラウに行くたびに, 1回につき 10cents を持たせてやると言っていた。彼は農民ではないので米でなく現金で支払うらしいが, 月に20回学習に行くとして 2M\$ となり, その計算でゆくと年間 24M\$ になる。このような粗雑な資料で結論を出せるはずはないが, どうやら宗教教師への授業料は年間生徒1人当たり 30M\$ 前後が相場のようなものである。そうすると, 宗教教師がかりに50人の生徒を教えているとすれば, 年に 1500M\$ ほどの収入になるわけである。

そのほかに, Ramadan 月の断食明けの祭(hari raya puasa)に農民から贈られるフィトラ(fitrah)がかなりの収入になる。原則として, マラヤのムスリムは宗教税のザカートとフィト

ラが宗教局によって徴収されることになっているが、Kedah 州ではフィトラは宗教局によって徴収されず、ムスリム個人の自由裁量にまかされている。もともと貧者に施すという慈善のためのものであったフィトラを、Kedah 州の農民は村のイマームや宗教教師に贈るのが普通である。このフィトラの額は各人 1M\$ か米 1 gantang となっている。農村の断食明けには、農民が自転車に1包みの米をのせて行きかう光景がよく見られるのは、自分が少年時代に習った宗教教師に贈物を持って行くのである。もしも自分の宗教教師がこの世になれば、先生の遺児たちに贈物をするのが習慣になっている。また、農民であれば収穫した粳米の1/10をザカートとして宗教局に納めるよう規定されているけれども、そのなかでいくらかは村のイマームや宗教教師に直接贈られるらしい。マラヤの慣習として本来のザカートの意味がなくなり、村の宗教的指導者のみに捧げる贈物と考えられていた古いしきたりが、現在でもなお根強く残っているようで、筆者の質問に答えてくれたある宗教教師の話では、これらの贈物は年間 3 kuncha (=30naleh) ほどになるとのことであった。そうすれば、農村における宗教教師は一般農民に比較してかなり裕福であることになる。²⁴⁾

E 州政府のイスラム教育費

最後に Kedah 州政府がイスラム教育にどれほどの経費を支出しているかについて調べてみよう。国民学校におけるイスラム教育振興のための経費やイスラム宗教担当の教員の給料などは、原則的には Kuala Lumpur のマレーシア連邦政府の予算でまかなわれるので、直接には州政府の予算にあらわれてこない。したがって本稿では一応それを除外し、州政府の管轄下にある州立 Mahmud College や民間アラビア語・イスラム宗教学校への政府支出を問題としてとりあげてみる。

Kedah 州の1965年度「歳入・歳出予算書」(Anggaran Hasil dan Perbelanjaan) をみると、州政府の全支出予算が 22,501,186M\$ で、そのなかでイスラム宗教局・ムスリム法廷(Jabatan Ugama dan Mahkamah Shara'iah)の支出予算が 2,572,895M\$ となっていて、州政府全支出の約10%がイスラム宗教局の支出予算になっている。この予算額が Kedah 州政府としてかなりの高額であることは、農業局(Jabatan Pertanian)の 791,790M\$, 社会福祉局(Kebajikan Masharakat)の 281,210M\$ などと比較しても明瞭である。宗教局の予算は、(a)ムスリム法廷の裁判官や宗教局役人の給料と State Masjid のイマームその他の給料、ならびに宗教局関係の諸経費、(b)イスラム宗教学校の先生の給料と諸経費、(c)イスラム成人宗教教育関係の経費、これら3大項目に分けられているが、本稿で問題にしているイスラム教育関係の予算額としては、(b)項と(c)項との合計ということになる。1965年度の「歳入・歳出予算書」によればその合計が 2,189,707M\$ となり、宗教局に配分されている予算額の

24) 農民の収入については、口羽益生・坪内良博・前田成文「マラヤ北西部の稲作農村」『東南アジア研究』第3巻第1号、1965、P 41～46を参照されたい。

約85%がイスラム教育関係の経費になるわけである。参考のために、ここ3,4年間の Kedah 州宗教局の予算額とイスラム教育関係の経費とを表示すると次のようになる(単位 M\$)。

表 4

	1962年	1963年	1964年	1965年
州 政 府 支 出 予 算 額	?	20,877,025	22,905,811	24,501,168
宗 教 局 予 算 額	1,911,136	1,990,842	2,501,962	2,572,895
イスラム教育関係経費	1,624,153	1,677,947	1,762,737	2,187,707

この表で明らかなように、宗教局の予算額は州政府全支出予算額の約9%から10%で、そのなかでイスラム教育関係の支出が約70%から85%ほどになっている。これをみても、いかにイスラム教育に州政府が力を入れているかがわかる。

ところが、州政府の「歳入・歳出予算書」に明記されている金額は、主として州全体の住民からの税収入によってまかなわれる金額で、それには Kedah 州全人口の約35%ほどになる経済力のある中国系住民からの税収入がかなり大きな割合を占めているはずである。このような州政府予算から、マレー系ムスリムに対するイスラム宗教教育だけをとりあげても、かなり高い比率の支出予算が組まれていることに、なにか問題がありそうに思える。

Kedah 州政府予算のなかからイスラム教育に支出される経費には、州立 Mahmud College の維持費や教員の給料などが経常費としてふくまれていることはもちろんであるが、次の表に示すような特定の項目の支出額にあらわれた変化を検討すると、非常に興味ある事実を見いだすことができる(単位 M\$)。

表 5

	1962年	1963年	1964年	1965年
民間宗教学校への補助	79,236	79,236	0	0
宗教学校への贈与	10,000	10,000	20,000	0
成人宗教教育	0	0	408,492	407,401
午後の宗教学級	200,000	200,000	297,000	297,000

表5の「成人宗教教育」(pelajaran agama dewasa)というのは、独立以前に学校に行けなかった成人の文盲をなくすため、最近とみにマレーシア連邦政府が力を入れている成人教育の一環として、州政府が分担する宗教教育のことである。イスラム教はマレーシア連邦の国教であるが、実際のムスリム行政の責任者は各州のスルタンになっているので、したがって成人教

育のなかでイスラム宗教教育に関しては州の経費でまかなわれることになっている。ある情報提供者の言によれば、現在 Kedah 州で男女あわせて 32,949 人がこの成人教育を受け、1,185 組の学級が各地に設けられ、州政府の支出する経費は 400,000M\$ 以上になるとのことであった。この経費の額は州の予算書の数字とほぼ一致する。また「午後の宗教学級」(pelajaran ugama disabelah petang) というのは、生徒の資格取得のために各学校で設けられている特別学級の経費と考えられる。それは 1 時間につき 4M\$ が政府から支給され、Kedah 州で総額 250,000M\$ 以上になるといわれているから、おそらくこの項目に相当するはずである。

さて上記の表を見ると、従来支出されていた「民間宗教学校への補助」(bantuan kepada Sekolah Ugama Ra'ayat) が 1964 年度に支給を打ち切れ、一方 1964 年度から「成人宗教教育」という新項目のもとにかなり多額の経費が支出されるようになっている。同時に 1965 年には「宗教学校への贈与」(Pemberian bagi Sekolah Ugama) も支給が打ち切られている。この変化はおそらく宗教局がムスリムから徴収するザカートと関係があるらしい。ザカートというのはムスリムにのみ課せられる一種の宗教税で、Kedah 州においては、農民が収穫した粳米 (padi) からその 1/10 を徴収することになっている。そして徴収された粳米は現金に変えられ、イスラム法の規定に準じてムスリムの福祉のために分配・支給されるわけである。そこで、イスラム教育関係にもザカート基金からかなりの補助金が支出される。1962 年度の Kedah 州ザカート委員会の報告書によると、この年度のザカート徴収額は 620,080M\$ で、そのなかでイスラム教育関係に分配・支出されている金額は、

- | | |
|---|----------------|
| (1) ニザミ・イスラム宗教学校 (Sekolah Ugama nizami) への援助 |71,434M\$ |
| (2) ウムミとカンポンの宗教教師 (guru ugama umum dan kampung) への援助 | 2,975M\$ |
| (3) 宗教学校の建設・修理費 (bantuan membina dan memperbaiki Sekolah Ugama) |54,590M\$ |
| 合計 | 128,999M\$ |

となっている。また 1963 年度のザカートの徴収額は 1,742,652M\$ となり、62 年度と比較すると一挙に 2 倍以上に増えている。1963 年度の「ザカート委員会決算書」(Penyata pendapatan dan perbelanjaan, Jawatan-kuasa Zakat Negri Kedah) によれば、ニザミ・イスラム宗教学校への補助が 88,304M\$, ウムミとカンポンの宗教教師への補助が 30,250M\$ と増額されている。1964 年度、1965 年度のザカート委員会の報告書が公表されていないので、ザカートの徴収額や分配明細額は不明であるが、その額はおそらく前年度よりもさらに増加しているはずである。

そこで、前表にあらわれている Kedah 州政府予算の項目別支出額の変化を考察してみると、おそらく成人宗教教育に関連する比較的多額の経費を一般政府予算から新たに支出しなけ

ればならないため、民間のアラビア語・イスラム宗教学校に対する補助は、もっぱらムスリムから徴収するザカート基金でまかなうようになったらしい。このような政府予算支出計画の変更は、ザカート徴収額の増加にともなって生じた当然の結果なのか、あるいは、まえにもすこし触れたように、州政府の一般行政費のなかでイスラム宗教局の予算が増大しすぎることに對する政治的な配慮のためなのか、さらに慎重に検討する必要があると思う。

最後に Kedah のイスラム教育制度をまとめて図示しよう。図3の(I)群は現行制度以前の学校の型を示し、それが1960年頃までに(II)群の現行に移行する方向をあらわした。(II)群は現行のイスラム教育を施す諸学校で、左下の実数はそれぞれの学校数を示し、右下のgは先

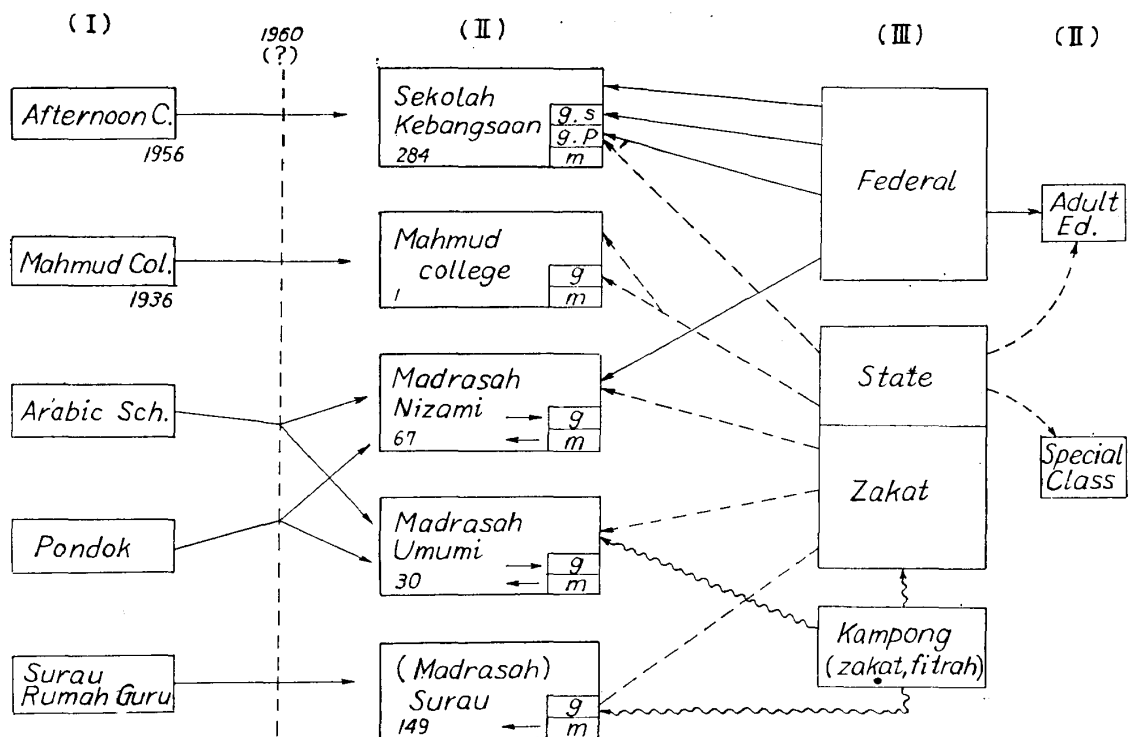


図3 Kedah イスラム教育制度

生、mは生徒を示し、(III)群はイスラム教育機関に経費や補助金、先生の給料などを支給する役所を示す。例えば国民学校の場合には、イスラム教育関係の諸経費は連邦政府から支給され、国民小学校の宗教先生(g. s)の給料も連邦政府からで、国民中学校の宗教先生(g. p)の給料は連邦政府と州政府両者から支給される。そして生徒(m)の授業料は無償である。(III)群の最下段にある農村(kampung)の場合は、農村の人びとがザカートやフィトラを州政府のザカート基金やウムミ、マドラサ・スラウに拠出することを示す。しかし、この図はあくまでも原則を示しているの、こまかい点になれば例外もある。

4 む す び

マラヤにおけるイスラム教育制度の歴史的背景と現状、とくに Kedah 州のイスラム教育制

度について重点的に述べてきたが、まだまだ調査も不十分であり、検討すべき問題も多く残っている。しかし、はっきりといえるのは、1957年にこの国がマラヤ連邦として独立した以前と以後とでは、イスラム教育の内容が完全に变化したことである。独立以前においては、19世紀中頃以来のヨーロッパ風教育の普及に刺戟され、マラヤ・ムスリムに対する教育活動も活発となり、とくにアラビア語・マドラサ型学校において20世紀初葉からアラビア語・イスラム教育が盛んに行なわれるようになったとはいえ、当時のイスラム教育はあくまでもアラブ一辺倒であり、マドラサ以外のイスラム宗教学校、つまりポンドや農村の私塾の教育も無統制のままに放置されている状態であった。ところが、マラヤ連邦の独立を契機にイスラム教育のあり方が反省され、マレー人のためのイスラム教育が提唱され、その理想的な形として国民学校における一般教育のなかに取り入れられるようになった。一方、従来のアラビア語・イスラム宗教学校も重要視され、政府の援助のもとにイスラム法や学問の専門家養成学校として再出発した。現マレーシア連邦政府は、このイスラム教育方針をそのまま継承し、各州政府と協力してイスラム教育を強力に推進している。新興ムスリム国であるマレーシア連邦のイスラム教育の成果は、現在世界のムスリム諸国から注目されているけれども、なお多くの解決すべき問題が残されている。まず第一に、従来のアラビア語やイスラム学だけの狭いカリキュラムを改めて、一般課目も多く取り入れ、近代人としての広い知識もあわせ習得させるような教育内容に変えてはいるが、アラビア語・イスラム宗教学校のカリキュラムをみてわかるように、あれほど程度の高いアラビア語・イスラム関係の課目を学ぶには、生徒の負担は相当なもので、いきおい一般教養課目の学習がおろそかになる懸念もある。またこれらのアラビア語・イスラム宗教学校の卒業生は、現在のところ国民学校の宗教教師や宗教局の役人になれても、将来いずれは限界がくるにちがいない。その時には彼らにどのような職場が適しているのだろうか。最後に現州政府が支出しているイスラム教育関係の経費について問題がある。マラヤのようなマレー人と中国人その他との複合国家において、たとえ国教がイスラムだからといってマレー人ムスリムのためだけに、かなり多額の経費を州政府一般予算から支出することに対して問題が起る可能性もあると考えられる。